

第 7 号議案

亀岡市手数料徴収条例及び亀岡市印鑑条例の 一部を改正する条例の制定について

亀岡市手数料徴収条例（平成 12 年亀岡市条例第 6 号）及び亀岡市印鑑条例（平成 6 年亀岡市条例第 20 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 8 月 31 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市手数料徴収条例及び亀岡市印鑑条例の 一部を改正する条例

（亀岡市手数料徴収条例の一部改正）

第 1 条 亀岡市手数料徴収条例（平成 12 年亀岡市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、個人番号カード」を「、個人番号カード等」に、「個人番号カードであって」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書であって」に、「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

（亀岡市印鑑条例の一部改正）

第 2 条 亀岡市印鑑条例（平成 6 年亀岡市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加える。

(4) 特定在留カード 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。

(5) 特定特別永住者証明書 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。

第14条第2項中「記録した個人番号カード」を「記録した個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書（以下「個人番号カード等」という。）」に改める。

第15条及び第16条中「記録した個人番号カード」を「記録した個人番号カード等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市手数料徴収条例及び亀岡市印鑑条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行により、在留カード又は特別永住者証明書と個人番号カードを一体化した特定在留カード等の運用が開始されたことに伴い、関係する条例の規定整備を図ること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。